

2017年 1月 13日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 069-0863

住所

江別市大麻新町14-9 ナルク江別内

電話番号 011-388-1251

特定非営利活動法人
 評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
 ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 第14-002号

代表者氏名 代表 霜山 幸雄



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	霜山 幸雄	組織運営管理	第0119号
	(2)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(3)	佐藤 みどり	福祉医療保健	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	アートチャイルドケア札幌百合が原			
設置者名称	アートチャイルドケア株式会社			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2016年 7月 6日	～	2016年 12月 28日	
利用者調査実施時期	2016年 7月 15日	～	2016年 8月 18日	
訪問調査日	2016年 9月 27日			
評価合議日	2016年 12月 15日			
評価結果報告日	2017年 1月 13日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

②運営者（指定管理者）に係る情報

名称：アートチャイルドケア株式会社

代表者氏名：代表取締役社長 村田 省三

所在地：〒574-0024 大阪府大東市泉町2丁目14-11 TEL 03-5461-0123

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1、子どもの尊厳性の保持と保育実践

保育園経営の理念・目標は、安全、安心、安定した保育、「生きる力」を伸ばす保育、地域社会と共存を大切にしたい保育、「生命」を大切にする子を育てる等の基本姿勢を明らかにし、保育の実施方法は、保育所保育指針等に基づく保育課程を作成し、年齢に応じた発達過程や家庭環境などを受け止めた標準的な実践課程を精査して保育効果を高めるよう、組織を挙げて取り組むよう努めている。

2、感染症予防対応への意識の高さ

感染症予防や健康管理対応の充実のために看護師を配置して、組織的な対応が行われている。特に感染症に対して、すべての職員・利用者等が「感染症を持っている可能性があるもの」との考え方を日常的に持ち、感染源・経路の一つとして、ドアノブ等の共通接触部分を強く意識し、日々の消毒、手指消毒剤の設置等に取り組んでいる。また、子どもたち等に対して、日常的な手洗い、うがいを行う取り組みを行い、感染症の発生時には、状況及び対応等を掲示して、声かけによる感染症対応への周知が行われている。

季節的な各感染症の発生時期には看護師等を中心にして、「園だより」等にて予防策の周知・啓発も行われている。

3、園の立地条件を活用

当園は自然環境が豊かな地域にあり、園庭はどのクラスからもすぐに出られるようになっている。近くに25haという広大な敷地に、ユリをはじめ、ばら、ライラックなど、3500種類以上の耐寒性のある宿根草や樹木が植えられているフラワーパーク「百合が原公園」があり、散歩などを通して自然とかがわったり、園庭の畑では、にんじん、なす、きゅうり、大根等を栽培して食育に取り入れたり、立地条件を積極的に活用している。

4、子どもの食生活を充実する取組

全国栄養士による「簡単レシピの作り方」カードを、年4回保護者に掲示して、自由に持っていけるよう提供している。

給食だよりに「朝食の大事さ」をテーマに取り上げ、朝食を食べていない子どもに関しては、栄養士が保護者に働きかけをして、保護者が食育に関心を持つような取り組みをしている。

◇改善を求められる点

1、中長期的ビジョンと計画の明確化

保育所を基本単位とする事業運営に当たっては、目標（ビジョン）を明確にし、人材の確保・育成、設備の整備、地域連携、収支計画など具体的計画を明示して、保護者等の理解と協力を得ることが望まれる。

2、地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動

当園は園庭、ホール、保育室とも明るく広々とした空間になっている。

このような環境を活かし、地域の関係機関と連携して、交流の場の提供等、地域の状況に応じた子育て支援を展開していくことを期待する。

3、福祉サービスの継続性

小学校への移行は、子ども一人ひとりの育ちを幼保小連携会議で情報を伝えたり、保育要録を作成して文書で小学校へ伝えたりしている。

今後、他園への転園については、子どもの育ちの連続性を踏まえて電話で申し送りをするとともに、文書でも伝えることを期待する。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の第三者評価を受け、自園を見直すいい機会となりました。評価していただいた所につきましては園のいい部分として伸ばしていけるように、ご指摘をいただいた部分については今後の園の課題として園全体で取り組んでいけるように、職員で話し合いいい方向に改善していきたいと思っております。今後もお子様にとって何が一番いいことなのかを考え、園運営に取り組んで参りたいと思っております。

⑥評価対象項目に対する評価結果コメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 28 年 8 月 1 日

経営主体 (法人名)	アートチャイルドケア株式会社		
事業所名 (施設名)	アートチャイルドケア札幌百合が原	事業種別	保育所
所在地	〒 002-8081 札幌市北区百合が原1丁目1-1		
電 話	011-748-1230		
F A X	011-748-1232		
E-mail	acc.s-yurigahara@the0123child.com		
U R L	http://www.the0123child.com		
施設長氏名	向山 ひとみ		
調査対応ご担当者	向山 ひとみ	(所属、職名： アートチャイルドケア札幌百合が原 施設長)	
利用定員	90名	開設年	平成 25 年 4 月 1 日
<p><保育理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心・安定した保育を行います。 ・「生きる力」を伸ばす保育を行います。 ・地域社会との共存を大切にされた保育を行います。 <p><保育方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生命」を大切に育てます。 ・心身ともにたくましい子を育てます。 ・やさしく思いやりのある子を育てます。 			
<p>施設・事業所の特徴的な取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①英語レッスン(年長児) 月2回 ②散歩・体力づくり 			
第三者評価の受審回数(前回の受審時期)		0 回	(平成 年度)
開所時間 (通所施設のみ)	午前7時～午後7時		

【当該事業に併設して行っている事業】

・一時保育・障害児保育・乳児保育・延長保育

【利用者の状況に関する事項】（平成 28年7月21日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	0名	0名	0名	0名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
0名	0名	0名	0名	0名	0名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
0名	0名	0名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	8名	7名	15名	16名	19名
5歳児	6歳児	合 計			
14名	6名	85名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(平成 28年 8月 1日現在)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		用務員
常勤	16名	2名	0名	0名	0名
非常勤	12名	0名	1名	0名	1名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	0名	12名	0名	0名
非常勤	名	名	7名	1名	0名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	2名	0名	0名	0名	0名
非常勤	2名	0名	0名	0名	0名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	0名(0名)
介護福祉士	0名(0名)
保育士	14名(7名)
看護師	0名(1名)
	名(名)

(非常勤職員の有資格者数は()に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	
(2) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	平成 年
(4) 改築年	平成 年

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	951.63 m ²
(2) 園庭面積	772 m ²
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	
(3) 耐火・耐震構造	耐火 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成 25 年
(5) 改築年	平成 0 年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別（該当にチェック）	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積	m ²
(3) 敷地面積	m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和 年
(6) 改築年	平成 年

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 28 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0 人

・ボランティアの業務

【実習生の受け入れ】

・平成 28 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 2 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

- ・年2回の運営委員会の実施に際し、全保護者へアンケートの実施。
- ・年1回会社からの顧客満足度アンケートを全保護者へ実施し、本社にて取り纏め、各園で回答し、園にて結果等を掲示している。
- ・園にご意見箱を設置し、保護者からのご意見を聞く機会を設けている。
- ・本社フリーダイヤルを周知し、保護者よりの意見・苦情等の受付をしている。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	法人の企業理念を踏まえ、「安全、安心、安定した保育、生きる力を伸ばす保育、地域社会との共存を大切にした保育」を保育理念とし、理念に基づいた保育方針、「生命」を大切にすることを育てるなどを内部文書、入園のしおり、事業計画書、パンフレットに明示し、さまざまな雇用形態に合わせた研修（新卒入社、中途入社、パートなど）、職員会議で職員に周知し、家族には入園説明会、クラス懇談会で資料に基づき説明し周知している。又、園内に掲示し、ホームページに記載、運営委員会を通じ子育て支援団体への周知に努めている。地域住民や関係機関にパンフレット等を配布して周知することが望まれる。

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	社会福祉事業全体の動向は、行政、関係団体からの情報、法人の全国園長会議・北海道園長会議などに出席し把握に努めている。全国園長会議では、経営状況などについて説明・指示があり、職員会議で周知している。地域の課題については、保健センターとの情報交換、私保連の会議などから法人の北海道総括チームと協働で把握しているが、地域における利用者像の変化など課題の把握・分析が十分とは言えない。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	法人の全国園長会議・北海道園長会議に出席して課題を把握し、職員会議で周知している。北海道園長会議には法人の役員が数回出席して施設長から経営課題を聴取している。改善すべき課題について、施設長は職員面談等で意見を聞いて、年度末には、自己評価チェックシートから園の検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行うことにしている。今後の取組に期待したい。

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	法人において、中・長期計画（3ヵ年経営方針、平成27年10月から3年間）を策定し、ACC（アトチャイルドケア）らしい保育など3つの基本戦略を明記している。目標（ビジョン）を達成するため、年度毎の具体的内容や収支計画について策定が望まれる。
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	中・長期計画では年度毎の具体的内容や収支計画が策定されていない。中・長期計画に基づく本年度の事業計画にはACC（アトチャイルドケア）らしい保育として、きらきら体操、リトミック、絵本の読み聞かせ、人材育成などを具体的に明記し、事業計画に基づく予算書が策定されている。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	第三者評価結果	コメント
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b 単年度の事業計画は行事終了時及び年度末に職員会議で評価・検討して見直しを行って、北海道総括チームへ要望し法人本部で策定される。事業計画の内容について会議等で職員へ周知し自由に閲覧できる体制であるが、資料を配布するなどより理解を促す取組を期待する。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b 事業計画は、保育理念と方針、保育内容、職員研修計画、行事計画を中心に記載した資料を、玄関に掲示して閲覧できるようにしている。行事計画は園便り、パンフレットに記載して周知している。家族がより理解しやすいよう、事業計画の主な内容を説明した資料を作成するなどして、クラス懇談会などで周知することが求められる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
	第三者評価結果	コメント
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b 福祉サービスの質の向上に向け、法人全体で定期的に第三者評価を受審している。第三者評価を初めて受審し評価結果の課題を分析・記録し共有化する体制を整えた。今後の継続実施を期待したい。2016年度より、自己評価の手引きに基づき、毎月と年度末に自己評価チェックシート（月々用・年度末）を使用して自己評価を行い、施設長と面談し保育の質の向上に努めている。今後の取組に期待したい。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b 年度末に施設長は、自己評価チェックシートから園の検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行うことにしている。また、自己評価の結果及び今後の課題や改善策を公表し実践する体制を整えた。今後の取組に期待したい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	第三者評価結果	コメント
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b 管理者の役割と責任は、法人の就業規則、重要事項説明書、防犯責任者の指名などで自らの役割と責任を文書化し職員に周知している。施設長不在時における権限委任についての決定はない。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b 遵守すべき法令等については、外部研修、関係団体の会議、法人の全国園長会議・北海道園長会議などに参加し、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては、児童虐待、人権侵害をテーマとした内部研修、職員会議の中で周知している。法人本部にコンプライアンス室を設け法令遵守に努めている。遵守すべき法令について、職員全員が更に理解するための取組を期待する。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b 施設長は関係機関、関係団体等の研修会等へ積極的に参加して課題の把握に努め、クラス懇談会、個人懇談、運営委員会、顧客満足度アンケートを行って園のよさや課題の把握に努めて職員会議で周知している。また、施設長は、職員面談等で意見を聞いて、年度末に自己評価チェックシートから園の検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行うことにしている。今後の取組に期待したい。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b 法人の3ヶ年経営方針（運営体制の強化など）に基づき、法人の全国園長会議で経営状況・業績などについて説明・指示があり、職員会議で周知し指導に当たっている。職員の積極的な改善提案を期待する。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	園の要員計画を策定し、法人の就業規則及び非常勤社員就業規則に基づき、法人本部で効率的な採用活動、人事管理、雇用形態に合わせた育成を行っている。求人用パンフレットを作成し、友達紹介制度、ホームページなどで採用活動をしているが就職希望者が少なく苦慮している。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	アートチャイルドケアの誓い及び就業規則に「期待する職員像」を明記し、人事基準、評価基準により年2回人事考課を実施している。平成28年10月から基準配点によるランク制度を実施する予定である。又、人事考課に合わせ個人面接を行って職員の意向・意見などを把握し改善策を検討・実施している。表彰規程を設け「精励にして他の規範と認められる者」などを表彰している。今後の取組に期待したい。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の有給休暇等の就業状況は、施設長が定期的に点検分析して改善に向けた取り組みがなされている。職員の意向を把握するため、日常的に適切な助言を行い、自己評価チェックシート（月々用・年度末）提出時及び人事考課で個別面談を行い相談しやすい体制となっている。定期健康診断の実施（40歳以上に婦人科検診を追加実施）、法人本部に悩み相談窓口を設置して健康の維持に取り組んでいる。育児休業、産前産後休暇、介護休業、子の介護休暇、社宅入居など総合的な福利厚生を実施している。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	アートチャイルドケアの誓い及び就業規則に「期待する職員像」を明示して、毎年個人目標を立て、施設長が毎月面接して目標達成度の確認を行って、職員一人ひとりの育成に向け取り組んでいる。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	アートチャイルドケアの誓い及び就業規則に「期待する職員像」を明記し、法人本部に「教育研修部」という独立部門を設け、社内研修（新卒入社・中途入社・パートなどさまざまな雇用形態に合わせた研修、施設長研修、経験年数別研修、男性保育職員限定の研修）、内部研修を実施し、外部研修に関する情報を提供して研修を実施している。受講者は研修レポートを作成し園内で回覧して、コピーを本部の教育研修部に提出して次の研修計画に反映させている。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	施設長は、職員の知識・技術水準に合わせて研修計画を立て、行政や関係機関・団体が行う研修の情報を提供し、シフトを調整して研修の機会を確保している。受講者は研修レポートを作成し園内で回覧して、コピーを本部の教育研修部に提出して次の研修計画に反映させている。研修参加者の職員別研修履歴等の作成を期待する。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生マニュアルに基本姿勢を明記し、保育士養成施設、専門学校から受け入れを行っている。主任が連絡窓口となり、実習担当者を配置し、養成施設、専門学校との連携により作成された保育実習計画に基づき研修・育成している。指導者に対する研修は実施していない。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人のホームページに、企業理念や保育理念、保育事業へのとりくみ、保育士の人材育成などについて公開し、財務等に関する情報は官報で公開している。個々の園についても、ホームページに保育理念、保育室の様子、苦情対応公開ページなどを公開し、苦情内容と改善内容について毎月保護者へ報告している。保育理念、保育方針、年間行事予定などを記載したパンフレットを保健センターに置いて地域へ公開している。事業計画、事業報告書を園内に掲示しているが、財務等に関する情報の掲示は行われていない。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人の経理規程に経理、取引等に関する権限・責任、ルールが明記され職員に周知している。経理規程に基づく内部監査、監査法人による外部監査を実施して、アドバイス等を経営改善に活かしている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	保育理念、重要事項説明書に、地域社会との共存、家庭や地域との連携など基本的な考え方を明文化し、保育園行事（運動会、よさこい発表）、車いす体験、介護施設訪問などで地域と交流している。運営委員会を開催し、子育て支援推進ネットワーク（民生委員・児童委員、保育園、幼稚園、児童会館、まちづくりセンター）の会議に参加して地域の情報を収集し、保育ママぐりぐらと連携し合同保育（運動会やお遊戯会等の行事）を実施する取り組みを行って地域と交流している。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	ボランティア等の受け入れに関する基本姿勢の明示、マニュアルが未整備である。ボランティアは受け入れていない。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	保健センター、医療機関、小学校、保育園、幼稚園、児童相談所等を明示して管理している。小学校、医療機関、区幼保小連携推進協議会、区子育て支援推進ネットワークなど地域団体等と定期的に会議を開催し、課題や情報を共有して問題解決に当たっている。関係機関のリストについては、職員への周知・情報の共有化を期待する。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	事業所の機能を地域に開放・提供する取組、子育て支援の一環として、保育ママぐりぐらと連携に関する協定を締結して、保育内容への支援、代替え保育の提供、卒室後の児童の受け入れを行って地域に還元している。子育て支援の一環として、法人のお客様相談室の設置、「子育て研究所」のホームページに0～6歳までの成長についての目安を分かり易く記載し相談支援事業を行っている。地域との関わりを更に深めるため、保育についての講演会等の開催、災害時の地域との連携・協力の取決めなどを期待したい。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	施設見学、運営委員会の開催、区子育て支援ネットワーク会議などから把握した地域の福祉ニーズに基づき、法人として子育て相談支援事業を実施している。地域住民に対する相談支援など地域貢献に期待する。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育を提供するにあたり、企業の社会貢献の理念をもとに、保育理念、保育方針をかかげ、利用者を尊重する姿勢を「安全・安心・安定」や「生命を大切に」等の設定の中に意識されている。直接的には重要事項説明書内に園児の最善の利益への考慮を明示し、利用者を尊重した保育の提供への取り組みを行っている。事務所に「アートチャイルドケアの誓い」を掲示し、日々の保育の共通理解のために「誓い」を意識して、会議等の時に唱和する取り組み等もしている。

29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	広い保育室の子どもの居場所として、子どもの動線に椅子や絨毯、マット等を配置し、わかりやすさへの配慮を行い、集団と個人のプライベート空間を分け、待機する場所、一人ずつトイレへ誘導等とプライバシーに配慮している。またトイレ内も、マットやつい立等で空間の設定を行い、オムツ交換、トイレトレーニング、失敗した時のシャワー対応空間等とプライバシーに配慮している。権利擁護の明確なマニュアルに比べてプライバシー保護については、業務マニュアル内に分散的ゆえ、プライバシーの視点を「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」として、再度各種業務マニュアルの見直しを行い、職員の理解しやすい整備に取り組まれることを期待したい。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）			が適切に行われている。
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	保育の提供についての紹介パンフレット、「入園のしおり」等は、写真・図、絵を使用し理念や保育の流れがわかり良い内容になっている。重要事項説明書では、必要事項や利用料金を表や数字で明示し、誰にもわかるような内容になっている。利用希望者に対しては、電話や見学の希望に対応し、しおり等の提供を含めて丁寧な情報提供に努めている。保育の紹介等はホームページを利用して情報提供も行われているが、地区内の公共施設等との連携も含めて、希望利用者が保育所を選択するための情報提供として、パンフレット等の見直しや追加資料の在り方も含めて検討されることを期待したい。
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	保育の開始時には、利用者等に漏れなくわかりやすい説明を行うために、様式等の一覧表を用いて行われている。説明は、必ず施設長が対応するルールをもとに担任保育士や栄養士等の関係職員も加わり、利用者等が理解しやすい説明への配慮を行っている。保育の提供への保護者等の同意を書面で残しているが、利用者等への配慮された対応等の経過、次につながる対応内容等が口頭伝達のみになっている。説明様式の一覧表ルールをもとに、意思決定が困難な利用者への配慮も含めて、ルール化及びその運用と記録について検討されることを期待したい。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	転園や卒園後の福祉サービスの継続性について、保育要録をもとに配慮された移行等に取り組んでいる。近隣小学校への卒園児の保育要録については、直接小学校へ持参し担当者等へ引き継ぐ対応が行われている。福祉サービスの継続として、職員の経験のもとに支援が行われているが、その経験に裏打ちされた配慮の暗黙知を、窓口の明示、地域・家庭への移行等の対応内容及び手順等を形式知化することを期待したい。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	年に1回、法人本部主体の顧客満足度アンケート調査に取り組み、結果は保護者に配布還元している。園独自としては、保護者に対して運動会、親子遠足、生活発表会等の行事を中心にして年に5回程度定期的なアンケート調査を行っている。結果は、職員会議を中心に改善の検討が行われ、また年2回、保護者代表などが参画のもとに定期開催される運営委員会でも検討され、結果は保護者全員に情報提供される取り組みとなっている。日常的な保護者等とのコミュニケーションの取り組みとして、登園・降園時の保護者によるICカード操作時の身近な職員の対応や、玄関先の施設長や主任の対応等があり、担当保育士のみならず担当職員以外の職員も保護者等と双方向的な機会をつくることに取り組んでいる。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情解決の仕組みは、「入園のしおり」や「重要事項説明書」等で保護者へ周知するのみならず、掲示板に設置者（本社）へのフリーダイヤル相談窓口も含めてその体制を掲示している。苦情内容については苦情対応報告書様式をもとに記録され、発生・処置などを時系列で記入し、原因・反省点・改善策を記録して本社に報告書を提出する体制となっている。事象については、園便りにて公表し、フリーダイヤルでの本社苦情対応についてはホームページで公表する体制になっている。

35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	<p>「入園のしおり」で保護者の意見を反映するアンケート調査協力をお願いを周知し、玄関先に各種相談窓口先の周知・掲示を行っている。「意見箱」も玄関先に設置しアンケートの回収箱を兼ねた利用により、意見の投かんしやすさへの配慮が行われている。</p> <p>事務室にプライバシーに配慮した相談室を設置しているが、より有効利用するために相談しやすい雰囲気への環境整備と同時に保護者へのさらなる周知に取り組まれることを期待したい。</p>
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	<p>保護者等から意見があれば、施設長報告及び本社報告までの流れが暗黙知としてあり迅速な対応に努めている。意見や要望等については、苦情対応のマニュアルに準じて対応しているが、保護者の意見や要望及び提案の対応については、苦情ではなく意見・提案等を積極的に把握・対応する目的の組織的取り組みとして、その把握から公表までのマニュアルについて検討されることを期待したい。</p>
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	<p>リスクマネジメント体制は、施設長を責任者として、ヒヤリハットシート、軽傷報告書、事故報告書等の書式をもとに事例が収集され、職員会議で改善策・再発防止策等を検討する体制になっている。より積極的なリスクマネジメント体制構築のために、組織内にリスクマネージャーの選任・配置、リスクマネジメントに関する委員会の設置、各種報告書の書式の積極的な活用の手順等を含めて、リスクマネジメント規定の検討等、組織的に取り組まれることを期待したい。</p>
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<p>日常的に、すべての職員・利用者等が「感染症を持っている可能性があるもの」との考えのもとに、感染源・経路を意識し、ドアノブ等の共通接触部分の日々の消毒や、手指消毒剤の配置等に取り組んでいる。子どもたちに対しては日常的に手洗い・うがいを自ら行うようなサポート対応に取り組んでいる。また、感染症の発生時には、状況及び対応等を掲示板に明示し、声かけによる感染症対応の周知を行い、季節的な感染発生時期には「園だより」で予防策を啓蒙している。</p>
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	<p>組織的に避難担当を設けて災害時の対応体制を定めている。避難訓練は、不審者対応も含めて各種事例を意識して取り組み、安否確認方法も子どものみならず職員の確認まで意識している。また近隣の耐震構造の高齢者施設と避難連携の覚書を交わし立地の地域性を考慮した対策を講じている。</p> <p>食料や備品類等の備蓄リストでは、備品によっては人数分に不足を認識し、順次充実させている途中である。備蓄品をより充実するために、冬季間の災害を意識した整備に取り組まれることを期待したい。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	法人本部が作成した全国標準の「アートチャイルドケア業務マニュアル」をもとに保育が提供されている。また業務マニュアルは職員が閲覧できる状態にある。保育の実施方法の確認は、法人本部が作成した各書式を使用し、個別月間指導計画、支援児童指導計画、週間指導計画等の評価・反省の項目への記載等、施設長決裁で確認する仕組みとなっている。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	業務マニュアルの見直しの仕組みは、本社レベルでの全国共通の見直しをする仕組みとなっている。見直しがあれば全国園長会議等で周知され全国共通の対応が行われる仕組みとなっている。全国共通のマニュアル・書式等を活用した保育の展開に努められているが、園では、特別配慮が必要な子ども等の対応として、職員の多様な配慮や工夫（居場所、声の大きさの視覚化等）が行われている。ゆえに、その対応や保護者等の意見や提案の反映も含めて、本社マニュアル活用とともに園としての定期的な追加・見直し等に取り組まれることを期待したい。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	施設長が保育計画の策定の責任者になり、全国統一の書式を用いて担当が子どものアセスメントを行い、計画を策定し、計画通り保育が行われているかを施設長が確認する仕組みとなっている。子どもの課題によっては看護師及び栄養士等と協議を重ねてアセスメントからニーズを明確にして保育計画を策定している。特に食物アレルギー、熱性けいれん児等の個別計画については、保護者の意向と同意に配慮し、確実な手順を踏まえて保育を計画的に提供する体制となっている。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	法人本部で定めた個人記録の4期分け・月間指導計画・週間指導計画・保育日誌等の記述のために、約3ヶ月・1ヶ月・週単位で定期的な評価・見直しが行われている。また、日々、クラス指導の面から、日案をもとに振り返りが行われ、急を要する計画変更に対応する仕組みがある。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	全園児の個人別記録は、園で統一した様式を用いてファイルが作成され、所定の場所で職員全員の管理意識のもとに閲覧可能な情報共有体制を整えている。各帳票の書式には書き方の見本があるが、使用の仕方は職員の経験知に頼られている。ゆえに記録する職員間で記録の内容や書き方の差異が生じないように、現在行われている施設長による付箋及び口頭指導内容を含めて、わかりやすい記録要領作成等の組織的な検討に取り組まれることを期待したい。
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	利用者に関する記録は、事務室内の鍵つきの書棚に保管・管理され、保管、保存、廃棄等を運営規程や個人情報保護規程等で定め管理されている。写真の取扱いについても、SDメモリーカードやカメラ本体のデータの取扱いまでルールが徹底されている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b	保育課程は子どもの心身の発達、地域や家庭のニーズに合わせた編成に努めている。地域の子育て支援では幼児中心に一時保育の受け入れを行っている。今後、全職員が参画して共通理解と協力体制の基に編成していくことを期待する。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b	保育室には空気清浄機と加湿器2台あり快適に過ごせるよう配慮している。子どもが入れるダンボール箱（布が貼ってある）が3箱、遊具棚に設定してある。子どもがそこに入って一人で遊んだりくつろいだりできるようになっている。今後、さらに子ども一人ひとりに応じた対応ができるようにコーナーを設定するなどの工夫を期待する。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	1歳児の保育室は遊具棚が高いため、子どもが遊具を自分で出して遊べるよう棚を低くする改修を予定している。2歳児保育室は仕切りコーナーを活用して子どもが落ち着いて遊びや生活ができるよう工夫している。今後、2歳児は子ども一人ひとりの状態に即した保育が展開できるように個別の月間指導計画を作成することを期待する。
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	外部の講師による化学教室、サッカー教室を行っている。そのことで子どもたちはあいさつや話を聞くなどの基本的な姿勢につながったり遊びが発展したりしている。園庭や散歩等の外遊びを中心に子どもの興味、関心が広がるよう援助している。今後、子どもの主体的な活動を育むために教材の見直しをして保育室の環境を整え工夫することを望む。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a	子どもたちと小学生との交流は、6年生とは職場体験学習、2年生は30分間の職員へのインタビュー訪問、1・5年生とは交流会ゲームを行っている。保護者には校長又は教頭による講話を11月に予定している。幼保小連携推進協議会には年長組担任と主任が参加して子どもに関する情報共有等の連携を図るよう努めている。
1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。	b	保育室内は空間が広く明るく開放的になっている。子ども一人ひとりの活動が豊かなものになるように少人数での遊びを工夫している。今後、家庭的なくつろげる場にするために保育室をコーナーで分けたりじゅうたん等の配置をするなど環境を整えていくことを期待する。
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	幼児用のトイレに乳児用の便器を一か所設置して乳児が幼児用のトイレにスムーズに移行できるようにしている。仕切りをすることでプライバシーが守られ安全に配慮している。2歳児の保育室は仕切りコーナーを利用しておむつ交換時やおもらしをしたときに対応している。各クラスがすぐに園庭に出られる環境設定になっている。
A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a	ホールは広々とした空間になっている。ホールや園庭の保育環境を活かして遊具や用具など取り出して遊べるようにしたり自由に遊べる時間や場所を確保したりしている。時期に応じ用具等用意して子どもが活動できる環境づくりに努めている。

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>近隣の介護福祉施設とは年に1回、敬老の日に年長児が訪問してよさこいを踊り利用者に見てもらったり車椅子体験をしたりしている。地域のお祭り等の行事は保護者にお知らせをしている。今後、地域の行事には保護者に働きかけるとともに職員も積極的に参加してかかわっていくことを期待する。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>絵本読み聞かせは毎日取り入れている。手遊びやわらべ歌を歌ったり、ごっこ遊びや劇遊びの中で言葉のやりとりを楽しんだりしている。今後、当園の保育空間を活かして子どもが遊びの中で歌ったり踊ったり様々な素材を使って遊んだりすることが自由に行えるような環境設定の工夫を期待する。</p>
<p>1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>b</p>	<p>新人職員はOJTシートを使用して一週間ごとに評価反省をしている。職員は毎月、自らの目標を立てて自己評価を行っている。年度末に職員で振り返りをして保護者向けに公表している。園内研修は支援を要する子どもをテーマにして話し合う時間の確保に努めている。今後、職員が学び合い意識の向上につながることを期待する。</p>

A-2 子どもの生活と発達

<p>2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p>b</p>	<p>全職員が子どもの状態等を把握するために、毎朝、職員連絡ノート、園長会議資料、研修等の情報の確認を義務づけている。今後さらに、クラス打ち合わせ、乳・幼児職員会議で援助の内容を確認して職員間の連携の基で子どもに寄り添う保育をしていくことを期待する。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>児童発達支援、保健センター、巡回訪問相談と連携して相談や助言を受けたり必要に応じて同行したりしている。支援を要する子どもには保護者と連携して医療機関や専門機関等につながるようにしている。障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して成長し合えるよう職員間で協力しながら援助に努めている。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>b</p>	<p>幼児は16時から異年齢保育を行い園庭で遊んだり乳児は1歳児保育室で過ごしたりしている。一日の生活リズムの中で子どもの活動にメリハリをつけ気持ちを切り替えられるよう配慮に努めている。今後、コーナー等を利用して順番の遊具を用意したりじゅうたん等を敷いたりして家庭的でゆったりくつろげる環境の工夫を期待する。</p>
<p>2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>ノロウイルス対応の園内研修を行い保護者に配布して周知している。健康に関するマニュアルを整備して、毎朝子ども一人ひとりの健康状態を観察している。体調のすぐれない子どもについては職員全員で把握するよう伝達や記録を行っている。日々の子どもの活動は必要に応じて日案の見直しをして柔軟な対応に努めている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>園庭の畑ではにんじん、なす、きゅうり、大根等を栽培している。自分たちで育てたなすをカレーに入れて食べたりとうきびの皮むきや枝豆のさやとりをしたりしている。2歳児は外のデッキで食べたり4歳児は箸の持ち方について栄養士の話の聞いたり楽しんで食事ができるような工夫している。</p>

<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>乳児は子どもの咀嚼等に応じて食品の大きさ、固さや量など栄養士と保育士で話し合いをして進めている。おやつは毎日、手作りを心がけ提供している。栄養士が食事の様子を見たり子どもとかかわったりして子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握するよう努めている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断・歯科健診は子ども一人ひとりの結果を記録し、保護者にお便りとして知らせている。歯科健診後は看護師による歯みがき指導を行っている。食後の歯みがきは、今後、取り入れていく方向で検討している。</p>
<p>2-(3) 健康及び安全の実施体制</p>		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>除去食対応マニュアルを基に食物アレルギー等の対応を職員で周知している。主治医の指示の基で保護者と食事内容の確認をして進めている。家庭で食べたことのない食材がある場合は家庭で試してもらい食品摂取状況調査票に基づいて適切な対応を行うよう努めている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>衛生管理マニュアルを作成してチェックリストで毎日確認し記入している。調理場や水周りなど清潔が保たれるよう努めている。洗剤、消毒等は子どもの手の届かない場所で管理されている。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
<p>3-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	<p>a</p>	<p>保護者には全国栄養士による簡単レシピ、作り方カードを年4回の提供で自由に持っていけるよう掲示している。給食だよりに「朝食の大事さ」を取り上げて朝食を食べていない子どもに関しては保護者に働きかけをしている。親子雪中運動会に給食試食会を行ったり乳児は離乳食の食事相談を行ったりしている。</p>
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>日々の保育活動や子どもの様子は連絡帳や掲示等で保護者に知らせている。保護者とは相談しやすい関係づくりに心がけ個別相談の機会を設けて支援できるように努めている。今後、送迎時の対話、個別の相談など情報交換の内容は必要に応じて記録し、職員で共通理解していくことを期待する。</p>
<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。</p>	<p>b</p>	<p>保育参観は保護者の意向をアンケートで取って参考にしながら実施している。今年度は全クラスで土曜日に父親参観を行っている。家庭と協力して眠育の取り組みができるよう保護者に働きかけている。今後、子どもの育ちを保護者とともに考えることができるように保育参加の取り組みを期待する。</p>
<p>A-2-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>虐待防止マニュアルを作成して虐待防止の園内研修を行っている。保護者には虐待等の子どもの対応について研修会を実施して啓発に努めている。養育が不適切と疑われる場合は保護者と連絡を密にして状況によっては関係機関につなげて虐待の防止に努めている。</p>